

2024年11月25日

立憲民主党

代表 野田 佳彦 様

ゆたかな私学教育の実現を求める国民会議

日本私立学校教職員組合

中央執行委員長 村田



### ゆたかな私学教育を求める私学助成に関する要請書

貴職におかれましては国政の場におけるご尽力に敬意を表します。

私立学校に在籍する児童生徒学生数の割合は、幼稚園では86.8%、高等学校では33.6% (約101万人)、専修学校では96.2%、短期大学では94.8%、大学では74.0%を占めています。このように私立学校は、公教育の中で重要な役割を果たしています。また、高等学校はすでに中学校卒業者のほぼ全て(約99%)が進学する教育機関となっています。

2010年度に創設された高等学校等就学支援金制度は、2020年度からは年収590万円をめやすに各世帯に一律39万6,000円の就学支援金が支給されるようになりました。しかし、公立高校では年収910万円をめやすに各世帯へ授業料年額にあたる11万8,800円が支給されており、授業料実質無償化が実現しているのにもかかわらず、私立高校については、授業料全国平均(当時)を勘案した額の支援金の支給ができるよう国から都道府県に資金交付が行われているのであり、その後の授業料引き上げや授業料以外の納付金・学習費、都道府県による授業料補助額の違い等から、公私間格差、都道府県間格差は解消に至らず、むしろ自治体の財政力による格差は拡大し、教育現場では混乱と困惑を生じさせています。

また、2020年度から始まった高等教育の修学支援新制度は、2024年度より多子世帯・私立理工農系学部学科への拡充も行われましたが、支援対象世帯には所得要件、学生には学習状況の要件、大学等には運営や教学に関わる要件が課されていることから、憲法によって保障された教育を受ける権利と法の下での平等、教育基本法のいうところの教育の機会均等、こどもの貧困解消法の趣旨に照らしても十分とはいえません。

今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策を定める第4期教育振興基本計画(2023年6月閣議決定)が、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という2つのコンセプトのもと実施されています。私立学校でも多様な教育ニーズへの対応のための教職員の人員配置、在校時間の短縮など働き方改革、ICT環境の整備や教育DXの推進、公立に比べ遅れている耐震化などを行っていますが、昨今の急激な物価上昇にともない経常経費の増大を招いています。非営利業種である学校では授業料等への転嫁は難しいものがあります。経済的事情に左右されない教育機会の保障のためにも安定的に教育現場を支える方策を示していただきたいと思えます。

2024年度予算ではICT教育設備整備推進事業費の拡充が盛り込まれ、特に端末の更新支援が加わりました。2025年度予算の概算要求では経常費助成費等補助の増額とともに、エアコン整備など熱中症・光熱費高騰・温暖化等への対応のための予算の大幅な増額が盛り込まれたことは評価できます。引き続き私学助成関連予算の拡充を求めます。

以上の趣旨により、私学教育の重要性にかんがみ、下記事項の実現に向けご尽力いただきますよう要請いたしますとともに、衆参両院に提出の「ゆたかな私学助成の実現を求める私学助成に関する請願」の採択に向け格別のご高配をいただきたくお願い申し上げます。

## 記

1. 社会全体でこども・子育てを支える社会の構築や全てのこどもがチャンスを得られる教育制度の確保は私立学校を抜きにしては成り立たないことを確認し、幼稚園から大学までの教育条件の維持向上及び学費負担の軽減に資するため、経常費助成等国庫補助をはじめとする私学助成予算を拡充すること。
2. 高等学校等就学支援金制度については、教育費負担軽減の観点から、支給上限額の引き上げ、受給資格要件の緩和を図ること。
3. 私立大学経常費補助金(一般補助)における「教育の質に係る客観的指標」による傾斜配分を廃止すること。
4. すべての生徒および学生に対して、高等教育を受ける機会を保障するため、日本学生支援機構奨学金は給付型を原則とすること。当面、貸与型奨学金はすべて無利子とし、第一種奨学金(無利子)の予算枠を広げ、貸与基準を緩和すること。経済的理由等により返還困難となっている者に対する救済措置を拡充する等、返還制度を改善すること。特に、第二種奨学金(有利子)型に関しては市場金利上昇に伴って金利負担が大きくなっているため、利子補給等緊急に救済措置を行うこと。  
給付型奨学金・授業料減免(高等教育の修学支援新制度)については、所得制限を緩和し、厳しすぎる個人要件・学習要件・機関要件の見直しなど、制度改善を行うこと。
5. 家計急変世帯に対する高校生等奨学給付金、高等教育修学支援の特例を継続すること。
6. 私立小中学校等の家計急変世帯への授業料減免支援補助については、入学後に発生した家計急変に限定するのではなく、私立小中学校に子どもを通わせる世帯の授業料負担軽減の支援策として拡充すること。
7. 私立学校施設整備費補助金を増額すること。私立学校において、国家プロジェクトであるGIGAスクール構想の実現を図るため、「1人1台端末」と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための新たな助成の枠組みをつくること。端末の更新支援については継続し拡充すること。あわせて、自宅学習に要する通信環境の整備や通信費の支給ができるよう新たな事業を立ち上げること。貸与ルーターについては簡便な利用手続きとその制度の周知を図ること。
8. 障害者差別解消法により合理的配慮が義務化されたことから、障がいのある児童・生徒の受入に係る人的措置を含む環境整備を図ること。
9. 耐震化等促進事業については来年度以降も継続すること。また、非構造部分の耐震対策についても補助を継続すること。施設整備のために学校法人が私学事業団から融資を受ける際の利子助成については、一層の拡充を図ること。
10. 過疎地域の私立高校に対する過疎高等学校特別経費を継続拡充し、小規模校への助成の拡充を図ること。
11. 就学前教育の課題に応えるために一クラスあたりの幼児数を25人程度まで引き下げること。また担任複数配置に基づく私立幼稚園経常費補助金制度へ改めること。幼稚園等特別支援教育経費については、加算の増額を含め拡充させること。
12. 教職員の人材確保のために、日本学生支援機構の貸与型奨学金の返還免除を教職大学院等修了者の大学院在籍時貸与分に限定することなく、より広く適用すること。また、教員の処遇改善と残業時間の削減は公立学校だけの課題ではないので、本年8月の中教審答申の趣旨を踏まえ、私学教職員に対しても相応の予算措置と私学教職員の採用増を促す策を講じること。

以上